

令和7年度 公文書開示（9月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7.9.15	R7.9.25	令和4年12月28日に結果通知された「東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める件」において監査委員は「客観的に検証可能な再調査」を勧告している。当該勧告に基づき令和5年2月28日に東京都知事は措置を報告しているが「客観的に検証可能」を満たしていない。 当該措置での再調査は監査報告にある「本件経費」及び「領収書」を対象に具体的に実施しているが、公表されている監査結果は集計のみで具体的な経費内訳及び領収書等は示されていない。このため再調査に際し監査から監査対象局に公表された監査結果以外の情報提供がされたものと推認される。ついで、勧告にあたり監査員や監査事務局等が監査対象局に提供した一切の文書、情報（メール含む）の開示を求める。 なお、本文書が7総監379号で延長通知がされた請求で既に開示された場合は、その旨の通知でよい。					1											請求に係る公文書については、作成の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。	監査事務局総務課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。